

博物館だより

No.159



令和2年2月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13
TEL 0930-33-4666
FAX 0930-33-4667



◆講座・教室・催し物ガイド	
【漢詩紀行講座】	2月1日（土）9時30分
【古文書講座】	2月8日（土）10時00分
【古典かな講座】	2月15日（土）9時30分
【みやこ学講座】	2月22日（土）10時00分

※日程等変更となる場合があります。
※見学会等は別途通知します。

2月の歴史講座

歴史たんけんウォーキング 参加者募集!

博物館では、友の会と合同で「早春の城井谷ウォーク」と題した史跡探訪ウォーキングを実施します。募集対象は友の会員ですが、友の会には隨時入会できますので、会員でない方も入会のうえ、ぜひご参加ください。



▲昨年の三重塔まつりの様子
梅の香漂う会場は春の息吹満載!

みやこ町内外に春の訪れを告げる名物行事「みやこ町三重塔まつり」。14回目を迎える今年も元気に皆様をおもてなしします。当日は俳句大会表彰式や野点・バンド演奏のほか、旬の野菜販売や出店など、地域の魅力を楽しめる手作りの催しで一杯です。皆様お気軽にお越しください！

第14回みやこ町三重塔まつり開催!!

日時：2月23日（日）10～15時 場所：豊前国分寺跡公園（みやこ町国分）

- まつりメニュー＆スケジュール
- 午前の部（10～12時）
- ・開会行事
- ・少年少女俳句大会表彰式
- 午後の部（13～15時）
- ・句会（成人の部／国分公民館）
- ・文化財行事「柴燈護摩修法」
- ・行者問答・無病息災祈願火渡り
- お楽しみイベント
- ・記念アトラクション
- ・バンド演奏（文化協会芸能部会）
- ・野点（文化協会茶道部）
- ・出店（国分区・博物館友の会等）
- ・旬の地元野菜・鯉ごく・豚汁
- ・赤米おかゆ・やきいもなど

★備考
・雨天時は内容を変更して行う予定です
（護摩修法は雨天時も実施）
・お問合せは博物館（33-4666）まで

11・12月の業務日誌から

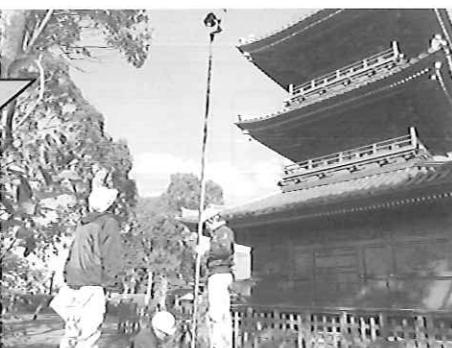


▲「猫の島」としてブレイク中の相島は歴史遺産も豊富です



▲防虫・防カビ効果のあるガスを噴射して行う館内燻蒸

11月20日（水）、国分寺三重塔で塔外観の高精細画像撮影を行いました。これは当館デジタルミュージアムのメニュー拡充のため行ったもので、撮影画像を利用して、PC画面上で塔の外観をじっくり観察できるようになります。



▲高機能カメラと超首長三脚で塔を分割撮影しました

12月22日（日）、新宮町でみやこ学講座の現地見学会を行いました。町の資料館で同町相島の朝鮮通信使遺跡について説明を受け、当館所蔵「世界の記憶」遺産・朝鮮通信使資料にも記録される重要な迎賓拠点であることを学びました。



12月23日（月）、九州歴史資料館（小郡市）で、同館所蔵の岩見大塚古墳（みやこ町岩見所在）出土金銅装太刀の3D画像撮影を行いました。この作業で普段お目にかかれてい町の宝を、PC画面上で立体的に観察できるようになります。

12月24日（火）、歳末休館を利用して館内燻蒸作業を行いました。館内には知らないうちに虫やカビの菌が侵入するため、これらを定期的に除去する必要があるのです。5日がかりで館内にガスを充満させ「いぶし」作業を行いました。

▲多方面を同時撮影する特殊カメラで立体画像を撮りました

みやこ歴史発見伝

番外編

埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財について

みやこ町は、古代豊前国の行政である国府がおかれて、国ごとの仏教・学問などの中心となつた国分寺が築かれるなど、まさに豊前地方における「みやこ」として数多くの文化財を残し、伝えています。このうち、地下に埋もれている場合が多いため、日常は目にする機会の少ない文化財として「埋蔵文化財」がありますが、この文化財は当時の生活の様子が土によって保存されているだけに、地域の歴史・文化を具体的な遺構や出土品によつて明らかにできるという特色があります。それだけに、地域はもちろん、わが国の歴史や文化を知るうえで欠かせない、大切に保護すべきものとして、文化財保護法にもその保護措置が規定されています。

みやこ町では国府・国分寺のほかにも綾塚・橋塚古墳・御所ケ谷神籠石(国指定史跡)などを代表に、特に重要な遺跡は国や県、町の指定史跡として保護しています。このほかにもさまざまなものであります。

埋蔵文化財の有無の照会を行う場合は、早めにお問い合わせください。開発予定地における埋蔵文化財の有無の照会を行なう際には必要な情報を記した書類を提出していただきます。様式はみやこ町歴史民俗博物館の窓口に用意しておりますのでお申込ください。なお、試掘調査や

まずは町教育委員会の窓口で開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行つていただくことで審査が始まります。開発の内容や予定地によつては試掘調査や確認調査が必要な場合もあります。このほかにもさまざまな

時代の、いろいろな種類の埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。埋蔵文化財を保護するためにも、時代の、いろいろな種類の埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。埋蔵文化財は私たちの暮らしのなかで行われるさまざまな開発行為によって、破壊される危険を伴っています。これを避けるために行なっているのが埋蔵文化財の事前審査で、みやこ町でも文化財保護法の規定により、その手続きを次のように行なっています。

まずは町教育委員会の窓口で開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行つていただくことで審査が始まります。開発の内容や予定地によつては試掘調査や確認調査が必要な場合もあります。このほかにもさまざまな

本発掘調査にも所定の様式の書類を提出していただき必要があります。様式については同じく博物館窓口に用意しておりますのでお申し出ください。

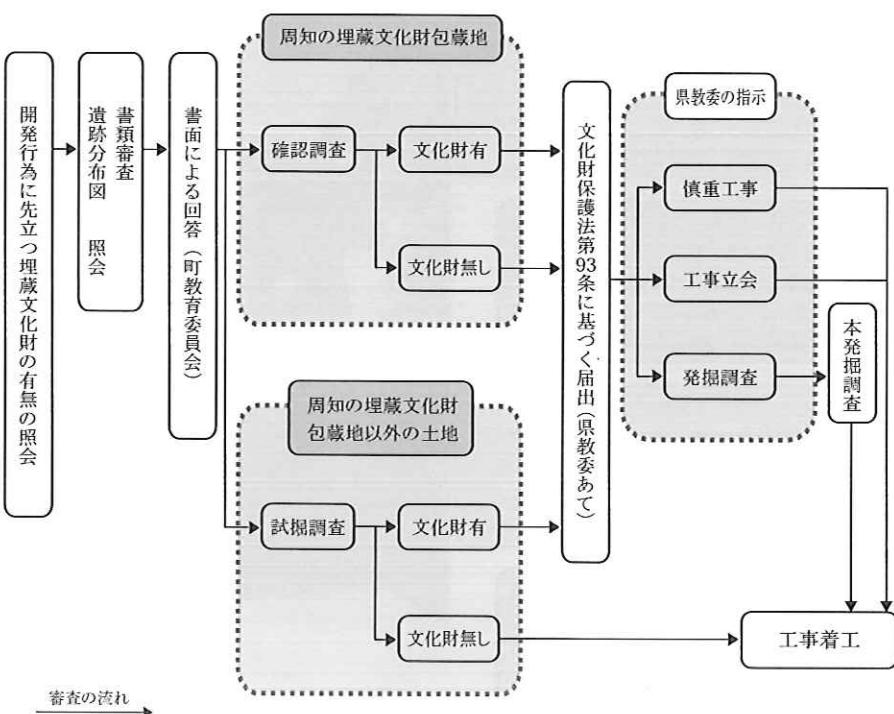
【調査】照会や協議の際には「調査」の用語が用いられますが、一口に「調査」といっても、内容に次のような違いがあります。

【確認調査】周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡として登録されている場所)において、包蔵される文化財の所在状況を詳しく把握するために行なうもの。

【試掘調査】周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地(遺跡として登録されていない土地)において、埋蔵文化財の所在の有無とその状況を把握するために行なうもの。

【本発掘調査】試掘調査等によって所在が確認された埋蔵文化財のうち、開発行為によつて破壊せざるをえないものについて記録保存のため行なうもの。

※埋蔵文化財事前審査の流れ



「地」とはいきれない土地も含まれます。こうした土地は工事途中で遺跡が発見される可能性がまだ残されており、そのため、工事途中で工事を中断して保存のための協議を行なう必要があります(文化財保護法第96条)。したがって工事計画に支障が生じるのを防ぐため、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘」を行なう必要があります。

埋蔵文化財に関する問い合わせ先
みやこ町教育委員会
生涯学習課文化係(博物館内)
TEL 0930・33・4666

「調査」を行うことで工事途中での発見を防ぐようにしています。工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

い。

い。